長与町農業委員会会議録

平成２５年１０月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２５年１０月農業委員会総会

１．日時　　平成２５年１０月２４日（木）９時２５分から１０時１５分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第２号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地転用専決処分報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　おはようございます。先般の研修大変お疲れ様でした。五分前ですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。総会が開催される前に総会規則について申しあげます。座らせていただきます。平成２５年１０月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、本日は１６人全員の出席でございますので、在任委員が総会を開催する定数に達していることをご報告いたします。それでは、総会に移りますが、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事等の進行も併せてよろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。今日はひどい雨が降っておりますけれど、全員出席いただきましてありがとうございます。８月の末からお願いをしておりました、農地パトロールの件につきましては、今月いっぱいということでお願いがなされておりました。多分そろそろ皆さん終わりの時期にさしかかっておられると思います。もし、もう終わって整理がきちんと出来た班については、事務局に提出していただければと思います。全農業委員さんに資料も併せてお配りされていたと思いますので、それも忘れないように事務局へ返却をお願いします。

そういうことで、本日は案件が２件となっておりますけど、途中で、この前、会長事務局長会議が五島でございまして、その時の会議の中で、今日アンケート用紙が配られていると思います。説明がありますので、提出をしていただきたい。そういうふうに思っておりますので、どうか皆さんよろしくお願いをしたいと思います。簡単ですけれども、挨拶を終わらせていただきます。

では、そのまま続けて進めたいと思っております。日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　議事録署名委員に１３番井上委員、１４番山口委員を指名いたします。

次に日程第２、本日の案件は、第１号議案、農地法第４条の規定による許可申請が１件、第２号議案、農用地利用集積計画についてが２件、以上議案審議となっております。そして、日程第３の報告事項となっております。

以上の議案審議と報告事項が終わりますと、その他になりますが、長崎県農業会議から、農地の利活用に関するアンケートの調査があっておりますので、総会終了後その場で記入していただいて、事務局に提出をして下さい。

なお例月のことですが、総会でのご意見並びに質問は、議事録に記録して公開されることになっておりますので、審議内容に沿って発言をいただきますようお願いをいたします。

それでは日程第２　第１号議案、農地法第４条の規定による許可申請についてを、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

はい、先に送付させていただきました、議案書をお開き下さい。１ページの第１号議案農地法第４条の規定による許可申請について、朗読と説明をいたします。整理番号６（４－１）、申請地が、長与町斉藤郷（地番）、畑、面積が２７０㎡。農地区分は、農用地区域内の１筆となっております。申請者は、長与町嬉里郷６５９番地１、長与町長　吉田愼一。申請目的は、地区公民館、斉藤集落センターでございますけれども、その用地、並びに駐車場用地となります。施設の概要といたしましては、地区公民館は、鉄骨造の瓦葺の平屋建で、建築面積は、転用申請の一部、１０９㎡の用地を含む、２２８．１４㎡となっております。また、駐車場用地は、建築面積を除いた、１６１㎡で、既存の５台を含め、１４台の駐車スペースを確保での計画ということになっております。

備考欄の方をご覧下さい。ご承知の通り、既存の地区公民館は自治公民館として利用されておりますが、今般、老朽化や手狭でもあって、立て替えをしたいということの理由でございます。また、この立て替えの機会に駐車スペースを増やし、隣接する土地と併せて一体化した公民館管理を図って行きたいという希望でもございます。公民館ののべ利用面積は、現在の４５８．２㎡と転用申請の面積２７０㎡を合わせまして、７２８．２㎡ということになります。

そして、この地域は市街化調整区域と農用地区域になっているわけですけれども、今年の８月、農業振興地域整備計画変更で、全体見直しの、意見聴取の議案で出されたものでございまして、今回の申請地を含めた除外対象地域としてご審議いただいた件でもございます。当然、市街化調整区域についても、開発許可を受けた土地以外における建築等の制限ということで、都市計画法の４３条の規制を受ける土地でもありますし、一方では、先程申し上げた８月での議案審議を経まして、その後の手続きを含めまして、やっと規制を払い、初めて一般農地になり、転用申請が出来るということの運びということでございます。したがいまして、現在、許可機関での手続き中ですので、来月には許可が下りる見込みということで考えておりますので、今月の総会で審議を願うことにいたしました。

また、転用に伴う周囲の施設整備といたしましては、申請地南側の畑との境界沿いに土留め擁壁と排水溝。西側の境界にも同様に土留め擁壁を設置しまして、隣接する土地に悪影響しないよう、計画ということになっております。

次に、転用申請の際に申し上げることになっていますが、立地基準と一般基準ということがございます。まず、立地基準の農地区分について申し上げます。お手元にあります、一枚の用紙がございますけれども、それをちょっとご覧頂きながら、ということにしますけれども。その用紙は、県に進達する場合に、付属書類ということで付けてするわけなんですけれども、その分を簡単に説明を申し上げます。それでは、立地基準の農地区分というものがございますけども、場所が３種農地ということで原則許可対象の地域ですということで考えております。しかし条件というものがございますので、その条件ということを若干申し上げますと、概ね５００メートル以内に公益的、公共的施設が存在すること。水道、下水道、ガス管等、生活に不可欠な施設があるということ等が条件ということになっております。当施設は元々存在しておりますので、既存の建物も、大きな条件の一つになるとも考えております。そして、一般基準ということですけれども、当然ながら申請の目的の実現性、確実に建てるということ、それと資金面、そういうものも書類を確認、調査をいたしまして、申請の手続きを経るということで、先般審査、聞き取りを行ったところでございます。

２ページの方をお開き下さい。土地の場所をご説明いたします。これは皆さんご存じと思いますけれども、あえて簡単にご説明をさせていただきます。ご覧の地積図の通りですね、長与北小学校のグラウンドがございますけれども、その敷地の斜め後方に現在公民館がございます。青色で表示している所が申請地ということになりますので、簡単ですが以上で説明を終わらせていただきます。

議　長　　ただ今事務局より説明がありましたけれど、関連して地元の委員さんから補足説明があったらよろしくお願いします。

５　番　　５番。この間立ち会いをいたしまして、ここが畑になっているんですが、今話があった通り、今回、新しく公民館の建設をしようということで思い立っているんですけれども、現状からいきますと、非常に駐車場も狭いということで、５、６台しか駐められないんですね。そういうふうな面もあって、今回、この畑を取得するというふうな事でお願いするわけでございましたので、良い公民館が建設出来ればというふうに思っております。以上でございます。

議　長　　ありがとうございます。地元委員さんからの説明が終わりましたけれど、委員さん方からご意見ご質問がございましたらお願いいたします。今、局長並びに地元委員さんから説明がございましたけれど、初めての案件じゃないかと思うんですね、皆さんご経験が。わからない所は何でも結構ですので、質問をしていただきたい。そういうふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

１５番　　はい。１５番。ご参考にちょっとお聞きしたいんですけれども、この既存の公民館ですね、建物の方ですね、これは所有権名義は長与町なのか、あるいは他の名義なのか。それからもう１つは、いつ頃建てられたのか、今の既存の公民館は。それから、新しい公民館はいつ頃新築になるのかですね、もし良かったら。

事務局　　そうですね、私が知っている範囲ということで、まず３点程ございますけれど、まず建築につきましてはですね、一応２月いっぱいを、２６年の２月ですね、それを目処に完成をしたいということがございます。建物に関する分の申請は、先ほど申し上げました通り、長与町長名で申請をしておりまして、現在長与町の土地であるという名義の基に申請をさせていただいております。あくまでも転用を含めたいろんな農地の関係につきましては、土地の所有者、名義人が申請をするということになりますが、そういう方向でやっていくと。その後については、私の方でちょっと判断しかねる所がございますので、後はもう町なり、地元なりのですね、話し合いの中でやっていくんでしょうけども。ただし、建物まで町の方では預

からないだろうと思います。これはあくまでも私が全て把握した所ではございませんので。そういうふうに思っているということでご理解いただきたいと思っておりますけれど。後、既存の建築につきましては、ちょっとわかりませんので、白﨑委員さんがもしご存じであれば。

５　番　　余り記憶にございませんけれど、もう３０年近くなっていると思うんですよ。特にそこが白アリが酷くてですね、水田地帯ですから。そして一回修理したんですけれども、柱がもうボロボロなんですよね、そういった面もございまして今回。

議　長　　よろしいですか。

１５番　　はい。

議　長　　他には。他に何かお聞きしたいことはございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　無かったら、許可申請についての審議を終了したいと思いますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　では、何も問題が無いようですので、農地法第４条の許可申請について進達することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、進達することに決定いたしました。
次に、第２号議案　農用地利用集積計画についてを、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　はい。第２号議案　農用地利用集積計画についての１０月の１ページ目をお開き下さい。それでは朗読と説明をいたします。第２号議案、農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２５年１０月２４日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する。

次に２ページをお開き下さい。平成２５年第９号。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成２５年１０月１０日、長与町長、吉田慎一。

次に３ページをご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。長与町長　吉田慎一。例月のとおり、年月日につきまして、総会を経て町長部局での決済後公告することになっておりますので、未記入ということになっております。

４ページをお開き下さい。このページは、ご説明いたします２件の利用集積の集計表になりますので、５ページから１０ページまでの中で説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

それでは、利用権設定の朗読と説明に入ります。５ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市本町（地番）。利用権を設定する土地は、嬉里郷（地番）、現況、地目とも畑、面積は１，１７１㎡。同じく（地番）、現況、地目とも畑、面積は３３３㎡。同じく（地番）、現況、地目とも畑、面積は３２５㎡。同じく（地番）、現況、地目とも畑、面積は３，２９４㎡。合計の５，１２３㎡です。４筆とも利用権の種類は賃貸借、具体的な作物はみかん。平成２５年１１月１日から平成３０年１０月３１日までの５年間となります。年間の借賃は現物支給となりまして、収穫したみかんを５００キロ搬入されるということになっております。これは引き続き継続となっております。

土地の所在を申し上げます。７ページの方をお開きください。嬉里郷の、○○橋手前でございますけれども、町道側の（店名）、そこから裏道に入り進みますと、丁度、この地図の通り二股になった所がございます。右手に○○医院がありまして、その向かい側の道を登ってカーブした道の先端の斜め右上の方に墓がありますけれど、その墓の下になります。そして、先ほど説明した手前のカーブの途中から右側の、その他の道路になりますけれども、紫色ですね、それを約１００m程登った両サイド付近の、青色で表示しているところがそれぞれの申請地となります。以上でございます。よろしくお願いします。

議　長　ただ今事務局より説明が終わりましたけれど、地区担当委員さんから何かありましたら説明をお願いします。

７　番　７番。日曜日に現地を見ましたが、良く管理されており、継続の案件でもありますし、今の状態が維持されると思います。それに加えて、ご高齢ですが、家の近くであり、耕作に問題は無いと思います。

議　長　　ただ今、地元委員さんから、説明が終わりましたが、他の委員方、何か質問等ございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・ご質問が無いようですので、次の利用集積計画の説明をお願いします。

事務局　　はい。８ページの方をお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、福岡県春日市平田台（地番）。利用権を設定する土地は、岡郷字千地の迫（地番）、現況、地目とも畑、面積は９８１㎡。同じく（地番）、現況、地目とも畑。面積は２，２６４㎡の内の１，１３２㎡。合計の２，１１３㎡です。２筆とも利用権の種類は使用貸借、具体的な作物名はみかん。平成２５年１１月１日から平成３０年１０月３１日までの５年間となっております。これにつきましては新規となります。

土地の所在を申し上げます。１０ページの方をお開き下さい。岡郷ですけども、国道２０７号線沿いに○○バス停がありますが、その手前に、（施設名）上部の、町道の塩床線というものがございます。それに隣接した、地図では青色で表示してある２筆が、申請地となっております。以上でございます。よろしくお願いします。

議　長　　ただ今、事務局からの説明に関連しまて、地元担当委員さんから補足説明があったらよろしくお願いします。

６　番　　６番柿本です。現地確認を１０月２２日に行いました。借り手の（氏名）さんは、果樹専業農家で、地域の中核的農家ということで、果樹経営に熱心に取り組んでおられる方でございます。新規ということで、規模拡大を図りたいということでございました。この１０ページの地図がございますけれども、（申請地隣接地番）、これが山口さんの所有地でございまして、（申請地番）、この（申請地番）、地続きで、いずれもみかんを栽培されております。貸し主の（氏名）さんにつきましては、お父さんが２、３年前にお亡くなりになられまして、その後奥様がされていたんですけれども、奥様もちょっと体調が悪いということで。（借り主）さんも近くであるし、荒らすよりも作ろうということで、今回（借り主）さんの方が、申請地を作るということでございます。また申請地の全体面積は、（申請地番）の全体面積は２，２６４㎡ありますけれども、後の残地については松本さんが野菜とか、デコポンとかを、今現在作付けをされて、良く管理をされている所でございます。以上でございます。

議　長　　はい、ありがとうございます。委員さん方から何かございましたらご質問をお願いします。

【意見・質問無し】

議　長　　ご意見ご質問が無いようですので、これで２件の利用集積計画についての審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　それでは農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき決定することといたします、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　それでは、異議無しということですので、決定することにいたします。
次に、日程第３の報告事項に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　はい、それでは別紙の、平成２５年１０月農業委員会総会報告事項に移ります。先ほど会長さんの方で紹介ありました、農地転用専決処分報告書が２件、１０月報告、そして総括表となっております。
まず１ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告書について、朗読と説明をいたします。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書。１．当事者の氏名、住所、職業。申請者は、（氏名）さん。住所は長与町嬉里郷（地番）、職業は無職。２．土地の所在等。嬉里郷字田尾（地番）、面積は５４４㎡。同じく（地番）、面積は４３㎡。同じく（地番）、面積は３．７９㎡。同じく（地番）、面積は４４㎡。合計面積は６３４.７９㎡。４筆とも、地目は台帳、現況とも畑となっております。土地の所有者、住所は申請者と同じでございます。３．転用計画。転用の目的は、共同住宅及び自宅の用地ということでございます。転用の目的に係る事業または施設の概要は、木造２階建賃貸アパートで、１、２階とも４室ずつの８室となります。建築面積の延床面積は、４２７．４２㎡。地目の宅地分と併せて８７９㎡のアパート用地となっております。残地の４５１.５８㎡は、１０台の駐車用スペース用地ということの計画をたてられております。そして（届出地番・３．７９㎡）はですね、元々自宅に入る通路の一部ということになっておりましたので、今回の転用申請に合わせまして、転用をしたということでございます。以上、図面等で確認をしております。４．申請

日は平成２５年９月２４日。５．専決処分の日は平成２５年１０月８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２５年１０月２４日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。

土地の所在を申し上げます。２ページの方をお開き下さい。（会社名）の営業所をご存じと思いますけれども、その反対側にですね、○○バス停というものがございますけれども、時津方面に約４０メートル程行きますと、左側に折れる道がございます。その道を進みますと、嬉里郷の（地名）で、（史跡名）がありますけれども、その場所の手前の右奥で、青色で表示している所が申請地となります。

今１件目ですけれども、続けて２件目も申し上げます。３ページをご覧下さい。同じく農地転用専決処分報告書となります、１．当事者の氏名、住所、職業。申請者は、（氏名）さん。住所は長与町嬉里郷（地番）。職業は会社員。２．土地の所在等、嬉里郷（地番）、地目は台帳、現況とも畑。面積は１７６㎡、土地の所有者、住所は申請者と同じでございます。３.転用計画、転用の目的は、住宅用地。転用の目的に係る事業または施設の概要は、木造スレート葺２階建となっております。一件目と同じく図面等で確認をさせていただいております。４.申請日は平成２５年１０月２日。５.専決処分の日は平成２５年１０月８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２５年１０月２４日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。

これについても土地の所在地を申し上げます。４ページの方をお開き下さい。１件目の利用集積で農地の場所を説明しましたが、その申請地のですね、途中ですけども、嬉里郷の○○医院から、正面に約８０メートル程登っていった右側で、青色で表示している所が申請地となっております。以上、２件申し上げました。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局より説明が終わりましたけれど、何か事務局に質問等があればよろしくお願いします。

【意見・質問無し】

議　長　質問が無いようですので、次に行事報告をお願いします。

【この後、平成２５年１０月行事報告が行われた。】

議　長　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上をもちまして、長与町農業委員会１０月総会を閉会いたします。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】
【農地の利活用に関するアンケートについて】